$E_{令2}$ ＝ 0.02147 $E_{令3}$ ＝ 0.02174 $E_{令4}$ ＝ 0.00345	$E_{令2}$ ＝ 0.02151 $E_{令3}$ ＝ 0.00144 $E_{令4}$ ＝ 0.00345
$E_{令5}$ ＝ 0.00475 $E_{令6}$ ＝ 0.00719	$E_{令5}$ ＝ 0.00475
F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	F_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
G_{17} ＝ 0.027	G_{16} ＝ 0.030 G_{17} ＝ 0.027
G_{18} ＝ 0.027 G_{19} ＝ 0.026 G_{20} ＝ 0.02629 G_{21} ＝ 0.02797 G_{22} ＝ 0.02799 G_{23} ＝ 0.02811 G_{24} ＝ 0.02851 G_{25} ＝ 0.02919 G_{26} ＝ 0.03039 G_{27} ＝ 0.027 G_{28} ＝ 0.0270 G_{29} ＝ 0.0271 G_{30} ＝ 0.02724 $G_{令元}$＝ 0.02713 $G_{令2}$ ＝ 0.02147 $G_{令3}$ ＝ 0.02174 $G_{令4}$ ＝ 0.00345	G_{18} ＝ 0.027 G_{19} ＝ 0.026 G_{20} ＝ 0.02634 G_{21} ＝ 0.02799 G_{22} ＝ 0.02803 G_{23} ＝ 0.02816 G_{24} ＝ 0.02865 G_{25} ＝ 0.02937 G_{26} ＝ 0.028 G_{27} ＝ 0.027 G_{28} ＝ 0.0271 G_{29} ＝ 0.0271 G_{30} ＝ 0.02729 $G_{令元}$＝ 0.02136 $G_{令2}$ ＝ 0.02151 $G_{令3}$ ＝ 0.00144 $G_{令4}$ ＝ 0.00345
$G_{令5}$ ＝ 0.00475 $G_{令6}$ ＝ 0.00719	$G_{令5}$ ＝ 0.00475
H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地	H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地